

総務省 規制の事前評価書

(放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設)

所管部局課室名：情報流通行政局 放送政策課

電話： 03-5253-5424

メールアドレス：housou-seisaku-kenkyu@soumu.go.jp

評価年月： 平成26年 2月27日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制改正の目的

国内基幹放送の役務に対する需要の減少その他の経済事情の変動により放送系（チャンネル等）の数の目標を達成することが困難となるおそれがあり、かつ、当該目標を変更することが放送系の数に関する放送対象地域間における格差その他の事情を勘案して適切でないと認められる放送対象地域において、経営基盤強化に取り組む国内基幹放送事業者の国内基幹放送が地域住民の生活にとって重要な基幹メディアとしてできる限り存続できるようにすることを目的とする。

(2) 規制改正の内容

- ・ 経済事情の変動により放送系の数の目標の達成が困難となるおそれがある等と認められる地域を、放送の区分ごとに「指定放送対象地域」として総務大臣が指定することができることとする。
- ・ 「指定放送対象地域」に係る基幹放送事業者は、業務の合理化や組織の再編成等による収益性の向上を図る「経営基盤強化計画」を作成し、総務大臣の認定を受けることができることとする。
- ・ 計画の認定を受けた者に対する放送法及び電波法の特例措置を規定する。
 - i) 再免許等の審査に際し、経理的基礎審査を免除
 - ii) 異なる放送対象地域において同一の放送番組を放送することを可能化
- ・ その他、認定を受けた経営基盤強化計画について、以下の規制を新設する。
 - i) 認定の公表
 - ii) 変更の認定及び届出
 - iii) 実施状況の報告
 - iv) 認定の取消し及び取消しの公表

(3) 規制改正の必要性

国内基幹放送の役務に対する需要の減少その他の経済事情の変動により放送系の数の目標を達成することが困難となるおそれがあり、かつ、当該目標を変更することが放送系の数に関する放送対象地域間における格差その他の事情を勘案して適切でないと認められる放送対象地域において、経営基盤強化に取り組む国内基幹放送事業者の国内基幹放送を地域住民の生活にとって重要な基幹メディアとしてできる限り存続できるようにする必要がある。

2 規制の費用

(1) 遵守費用

経営基盤強化計画の認定を受けた（又は受けようとする）事業者について、新たな金銭的な

負担は発生しないものの、当該事業者に認定を受けた経営基盤強化計画の実施状況について報告するための事務的負担が発生する。

また、認定を受けた経営基盤強化計画について、変更を行う場合には認定又は届出が必要となり、この変更に係る手続を行うための事務的負担が発生する。

(2) 行政費用

総務大臣に対し、経営基盤強化計画が提出された場合には、当該計画の認定に関する審査を行うための事務的負担が発生する。

また、経営基盤強化計画の認定をした際には当該認定に関する情報の公表について、及び認定を取り消す際には取消しの公表について、これらを行うための事務的負担が発生する。

(3) その他の社会的費用

特段想定されるものはない。

3 規制の便益

再免許等の審査に際し経理的基礎審査を免除することや異なる放送対象地域において同一の放送番組を放送することを可能とする特例を措置することで、民間の基幹放送事業者による経営基盤強化を円滑に推進することが可能となる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

規制の費用について、過度な負担とはいえない事務的な負担が発生するものの、民間の基幹放送事業者の経営基盤強化に向けた制度を創設し、再免許等の審査に際し経理的基礎審査を免除することや異なる放送対象地域において同一の放送番組を放送することを可能とする特例を措置することで、民間の基幹放送事業者による経営基盤強化を円滑に推進することが可能となることから、適切であると考えられる。

5 有識者の見解その他関連事項

「放送政策に関する調査研究会」の「第二次取りまとめ」（平成26年2月公表）において、以下の提言がされており、この内容を反映したものである。

- (1) 放送事業者が、事業再編による規模の拡大によって経営基盤の強化を図れるようにするためには、その取組による「地域性」等の後退に一定の歯止めを設けつつ、必要な規制緩和を図ることが適当である。
- (2) 第二次取りまとめに盛り込まれた事項については、今後行政において速やかに法制化等に向けた検討に着手すべきである。

6 レビューを行う時期又は条件

法律の施行5年後に、改正法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

7 代替案との比較その他

代替案なし。